

## 令和7年度家畜体内受精卵移植講習会開催要領

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項及び同法施行細則第3条の規定に基づき、令和7年度家畜体内受精卵移植講習会を以下のとおり開催する。

### 1. 主催 沖縄県

### 2. 開催期日

- 1) 講習会：令和7年11月17日（月曜日）から同年12月10日（火曜日）
- ※ 講習時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までとし、土曜日、日曜日および祝日は休講とする。

### 3. 講習場所

沖縄県畜産研究センター：今帰仁村諸志2009番地5

※申請状況に応じて、令和7年11月17日～令和7年11月21日の期間はオンライン講義の実施を検討する。

### 4. 講習の目的

家畜改良増殖に係る家畜体内受精卵移植技術に関して必要な知識と技能を習得することにより、本県の畜産振興に貢献する人材を育成する。

### 5. 受講対象者 次の1から6の条件に該当する者

- 1) 牛の家畜人工授精師免許を有しており、現に家畜人工授精業務に従事し、十分な実務経験を有する者
- 2) 家畜改良増殖法第17条第一項の規定に該当しない者
- 3) 家畜の改良増殖の業務に従事するため、家畜体内受精卵移植師免許の取得が必要とする者
- 4) 家畜体内受精卵移植を活用し、家畜改良増殖に積極的に取り組んでいる地域において、現在家畜人工授精師として活動している者
- 5) 家畜体内受精卵移植師免許の取得後、地域の畜産振興に貢献できる者
- 6) 沖縄県の畜産関係機関の長が特に必要と認める者

### 6. 講習の対象の家畜

牛

## 7. 講習科目及び講習時間

### 1) 専門科目

- ・ 体内受精卵移植概論 八時間
- ・ 受精卵の生理及び形態 十六時間
- ・ 体内受精卵の処理及び保存 十六時間
- ・ 受精卵の移植 八時間

### 2) 実習

- ・ 体内受精卵の処理及び保存 五十時間
- ・ 受精卵の移植 二十六時間

※ なお、講師の都合により一部変更する場合もある。

## 8. 受講定員

5名以内とする。なお、受講希望者が定員を超える場合は書類審査及び関係機関との協議等により受講者を決定する。

## 9. 受講申請

### 1) 受講申込

受講希望者は、受講申請書（別紙様式第1号）に推薦書（別紙様式第2号）及び履歴書（別紙様式第3号 顔写真を添付したもの）、家畜人工授精師免許（牛）の写しを添えて、現住所を管轄する家畜保健衛生所を經由し、沖縄県農林水産部畜産課へ令和7年10月3日までに必着するように提出すること（期日厳守。）

※ 推薦者については、学生にあたっては学校長とし、その他受講申込者にあたっては市町村長、県機関に所属する者にあたっては所属長とする。

### 2) 受講申請の承認

提出された受講申請書等を審査し、受講が適当であると認める者については、沖縄県農林水産部畜産課から受講承認通知を各家畜保健衛生所及び本人へ通知する。

## 10. 講習手数料

開講時に講習手数料33,500円を沖縄県収入証紙により徴収する。

なお、納付後に講習手数料は還付しない。

※ 講習に用いるテキスト代、消耗品費は別途、徴収する。

※ 沖縄県収入証紙は県内銀行窓口等で取り扱う。

### 1 1. 修業試験合格証明書の交付について

本講習の修業試験に合格した者については、修業試験合格証明書を交付する。

### 1 2. 修業試験について

#### 1) 修業試験の合格基準

修業試験の合格基準は100点満点で全科目(実習を含む)平均60点以上とする。(ただし、50点未満の科目が2つ以上ある場合、又は40点以下の科目がある場合を除く。)

#### 2) 修業試験合格証の交付について

修業試験に合格した者については、修業試験合格証を交付する。

### 1 3. 注意事項

本講習会を受講する者は、次に掲げる事項を必ず遵守すること。

- 1) 筆記用具、印鑑およびその他講師が指示する物を持参すること
- 2) 講習中は実習着(作業服、白衣、長靴、帽子)を持参すること
- 3) 遅刻及び途中退席は、欠席として取り扱う。時間厳守のこと。
- 4) 講義、実習中は電話の取り次ぎは行わない。
- 5) 講習会には「家畜人工授精テキスト(家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編)(令和元年9月六刷)」「(一般社団法人家畜人工授精師協会発行)(税込3,240円)を用いるので、受講の決まった者は各自用意すること。
- 6) 講習会における消耗品については、原則として受講者の負担とする。  
(消耗品代:5,000円程度)
- 7) 講習会期間中における宿泊、移動手段、食事については受講者各自で手配し、負担すること
- 8) オンライン受講に必要な機器等は各自用意する事。
- 9) このほか受講に際し、遵守しなければならないことは、別に指示する。